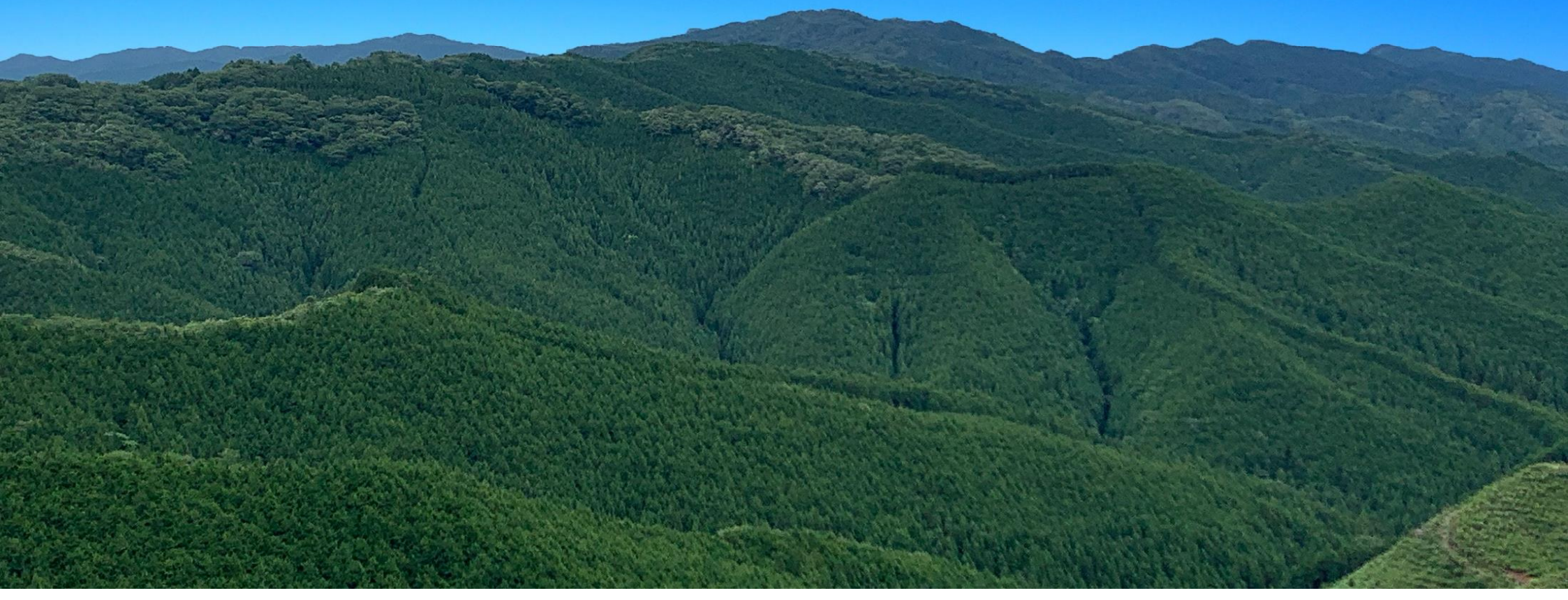


# 森林環境譲与税の 用途の公表に係るホームページ案

資料2



## 森林環境税・森林環境譲与税について

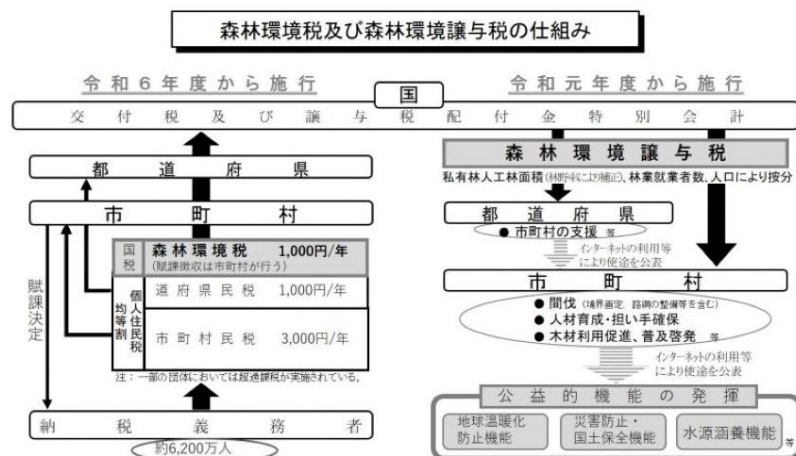
### 概要

パリ協定の枠組みを下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

### 税の仕組み

「森林環境税」は、令和6(2024)年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。

「森林環境譲与税」は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元(2019)年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人口面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されます。



※非課税対象者

- ・生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者
- ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者
- (これらの者の当該年度の初日の属する年の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。)
- ・前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である者

### 県森林環境譲与税の用途の公表について

都道府県においては、法律に基づき、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

栃木県では、令和元(2019)年6月に「森林環境整備促進基金条例」を制定し、令和元(2019)年度より譲与された森林環境譲与税は、当基金への積立を行っています。

県森林環境譲与税については、「とちぎの元気な森づくり県民税事業評価報告書」により、用途を公表しています。

詳しくは、下記リンクをご覧ください。

- [令和元\(2019\)年度とちぎの元気な森づくり県民税事業評価報告書](#)
- [令和2\(2020\)年度とちぎの元気な森づくり県民税事業評価報告書](#)
- [令和3\(2021\)年度とちぎの元気な森づくり県民税事業評価報告書](#)

### 関連リンク

- [森林経営管理制度について](#)

### 新ホームページの構成

- ・ 概要
- ・ 税の仕組み
- ・ **森林環境譲与税の用途**
- ・ 森林環境譲与税の執行状況について (用途公表)
- ・ **森林環境譲与税活用の効果**
- ・ **とちぎの元気な森づくり県民税とのすみ分け**

**赤字：新項目**  
(既存項目も内容修正)

## 概要 ～森林を活かす仕組み 森林環境譲与税～

日本の森林は、国土の約7割。この森林は、木材や食材、燃料などを供給するだけでなく、洪水の緩和、水の浄化、災害の防止をはじめ、地球温暖化防止や生活環境・生物多様性の保全といった様々な機能を発揮して、私たちの暮らしを支えています。

この機能は「公益的機能」と呼ばれ、森林が荒れたり失われて、この機能が発揮されなくなると、災害が起きやすくなったり、動植物が減ったり、地球温暖化が進むと言われています。

この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していくことが大切です。

しかし、林業の採算性の低下や、木材需要の不安定さ、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。

このような中、国では、令和元年度に市町村による森林整備等の新たな財源として、「森林環境譲与税」の譲与をスタートし、令和6年度からは森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が始まります。

各市町村では、皆様からいただいた貴重な財源を活用して、森林の整備を進めてまいります。

参考) 林野庁ホームページ「森林を活かすしくみ 森林環境税・森林環境譲与税」  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/231018.html>



もし、森林が荒れたり、なくなってしまうたら…?



## 税の仕組み ～森林環境税・森林環境譲与税～

国民の皆様から納税いただいた「森林環境税」は、国を通して「森林環境譲与税」として全国すべての市町村と都道府県に配分され、森林経営管理制度を始めとする森林整備やその促進のための取組に活用されます。

(年間総額約600億円)



(林野庁ホームページより)

## 森林環境譲与税の用途

森林環境譲与税は、法律に基づき、市町村では間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に要する費用に充てられています。また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等」に関する費用に充てられます。

本県の用途としては、市町の支援として市町職員向け研修会の開催や、森林情報を共有するための森林クラウドの運用、栃木県林業大学校を通じた林業就業者の確保・育成、木造・木質化の支援などに活用しております。

なお、市町の森林環境譲与税の用途については各自治体のHP等で公表しております。

### 森林整備

間伐・皆伐・植栽・下刈  
など



### 森林整備促進策



森林整備で  
生産される木材



木材利用

# 森林環境譲与税の執行状況について（使途公表）

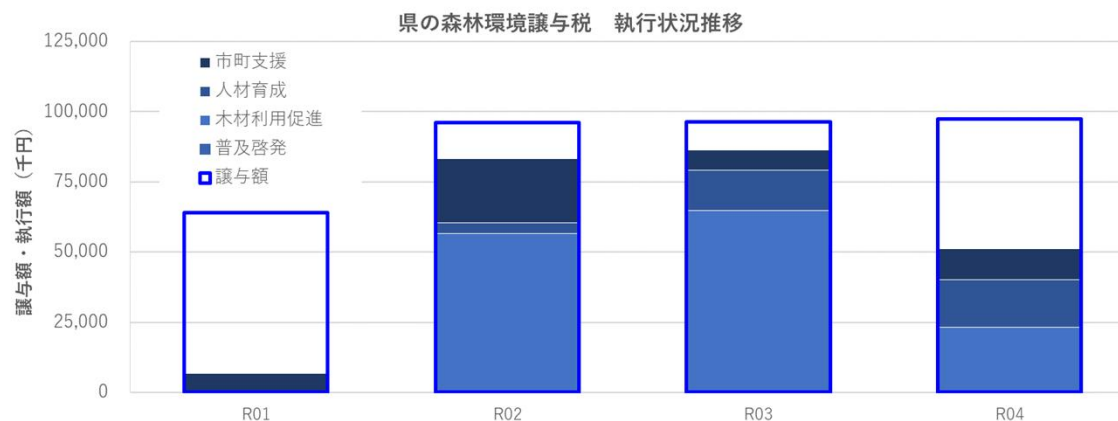
県の森林環境譲与税導入（令和元(2019)年度）以降の執行状況は下表の通りです。

令和元(2019)～4(2022)年度 累計

	R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	計
執行額 A	6,875	83,392	86,439	51,216	227,922
譲与額 B	64,056	96,084	96,290	97,296	353,726
基金積立 B-A	57,181	12,692	9,851	46,080	125,804
割合 A/B	10.7 %	86.8 %	89.8 %	52.6 %	64.4 %

基金積立金の執行予定

人材の育成・確保や木材利用・普及に活用（栃木県林業大学校整備費等）



## 森林環境譲与税の執行状況について（使途公表）

県の森林環境譲与税の令和4（2022）年度執行状況は下表の通りです。

令和4（2022）年度 実績 譲与額 97,296 千円

区分	金額	譲与額に占める割合
市町への森林整備支援	11,056 千円	11.4 %
実践型活動支援事業費（市町職員への研修）	2,035 千円	2.1 %
森林情報共有化推進事業費（森林クラウドシステムの運用）	5,324 千円	5.5 %
保安林台帳管理費	3,697 千円	3.8 %
森林整備促進策	40,160 千円	41.3 %
人材の育成・確保（栃木県林業大学校（仮称）開講準備費等）	16,833 千円	17.3 %
木材利用促進（木造・木質化への支援等）	23,327 千円	24.0 %
計	51,216 千円	52.6 %
基金積立	46,080 千円	47.4 %

※ 上記年度以前の実施状況については、各年度の「[とちぎの元気な森づくり県民税事業評価報告書](#)」をご覧ください

## 県森林環境譲与税の執行状況

森林環境譲与税の活用事例はこちらをご覧ください。

- [令和元\(2019\)年度活用事例（PDF：0,000KB）](#)
- [令和2\(2020\)年度活用事例（PDF：0,000KB）](#)
- [令和3\(2021\)年度活用事例（PDF：0,000KB）](#)
- [令和4\(2022\)年度活用事例（PDF：0,000KB）](#)

**市町村支援 栃木県（森林情報共有化推進事業）** R01

▶ 本県の林業施策はこれまで県が中心となって進めてきたことから、林業技術者が配置されていないなど市町における森林経営管理制度等の林業施策を実施する体制は、不十分である。  
そのため、林業施策の基礎となる森林情報を共有化するため、クラウドシステムの導入する。

▶ 令和元(2019)年度においては、クラウドシステムの導入に向けた基礎調査を実施。

▶ 令和2(2020)年度以降は、市町支援を更に推進していく観点から、森林経営管理制度に係る市町職員向け技術研修の実施、クラウドシステムの構築、林業人材育成・確保に関する調査・検討を実施する。

□ 事業内容

1 森林情報共有化推進事業

- ・ 制度運用の基礎となる森林情報（森林簿、所有者情報、施業履歴等）は、県と市町村が各々保有し、電子データや紙媒体によりデータをやり取りしている状況。
- ・ また、情報量が膨大で、各自で構築したシステムで管理しているため、リアルタイムで最新情報にアクセスできず相互利用が困難。
- ・ 県と市町村のほか林業事業者も含めた複数のユーザーで森林情報の共有を図るため、クラウドシステムを導入し、効率的・効果的な制度運用を目指す。
- ・ 県及び市町で森林情報を共有化するためのクラウドシステム導入に向けた基礎的調査を実施。

【事業費】 6,875千円（うち譲与税6,875千円）

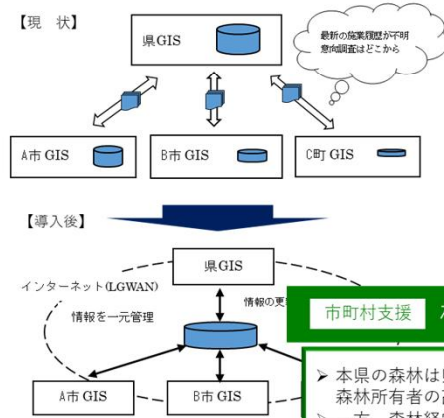
【実績】 令和2(2020)年度のクラウドシステム構築に向け、必要な調査を実施

□ 基礎データ

①令和元年度譲与額	64,056千円
②私有林人工林面積（※1）	123千ha
③人口（※2）	1,974,255人
④林業就業者数（※3）	1,000人

※1 「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」より  
※2, 3 「H27年国勢調査」より

□ 事業スキーム



□ 工夫・留意した点

- ・ 協議会を活用し、クラウドシステムの標準的な経費負担について検討。

**市町村支援 栃木県（(公社)とちぎ環境・みどり推進機構による市町村支援）** R01

▶ 本県の森林は県土の約54%を占め、荒廃森林の整備や森林資源の循環利用を通じ、公益的機能の発揮など重要な役割を果たしているが、森林所有者の高齢化や不在村化が進行し、森林整備の推進に影響。

▶ 一方、森林経営管理制度により市町村が森林の経営・管理を行うが、マンパワー不足や技術的知見不足が懸念されることから、平成30年度に県と市町村による協議会を設置し、制度の円滑な運用を図るための情報共有や支援策等を協議。

▶ 協議を踏まえ、市町村が行う森林経営管理制度の運用への支援策として、①制度運用に係る支援、②技術的業務に係る支援、③林業労働力の確保・育成などに県譲与税を活用。

□ 事業内容

1 (公社)とちぎ環境・みどり推進機構による市町村支援

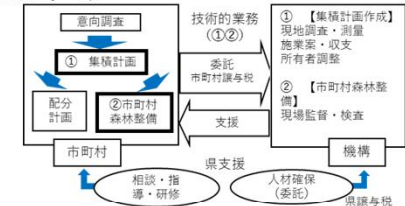
森林経営管理制度に係る技術的業務を支援するため、(公社)とちぎ環境・みどり推進機構（以下「機構」という）に市町村からの業務を委託する体制を整備。

- ① 受託体制の整備
    - ・ 機構職員（県林業職OB）のほか、体制整備として林業経営に精通した人材（森林組合等OB）の確保を機構に委託
    - ・ 制度に係る業務のうち、集積計画作成に係る業務（森林現況調査、境界確認・測量、施業案の作成、施業に伴う収支試算、森林所有者との調整等）や市町村森林経営管理事業に係る業務（監督・検査支援）を機構で受託（業務委託料は、市町村譲与税を活用）
  - ② 市町村職員を対象とした研修会の実施
    - ・ 市町村職員のスキルアップを図り、森林経営管理制度の円滑な運用に資することを目的に、基礎的・実践的な知識習得のための研修会を機構に委託
- （令和元年度は 国庫事業を活用）
- ・ （研修内容）制度全般、意向調査の進め方、森林施業の収支、間伐業務の設計積算方法等



（研修状況）

□ 事業スキーム



□ 工夫・留意した点

- ・ 県と市町村による協議会にて情報共有。
- ・ 市町村との個別協議により森林経営管理制度に係る事業計画を検討し、業務量等を把握。
- ・ 県内の先行的な取組状況を研修等で紹介し、波及効果を期待

□ 基礎データ

①令和元年度譲与額	64,056千円
②私有林人工林面積（※1）	123千ha
③人口（※2）	1,974,255人
④林業就業者数（※3）	1,000人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」より、  
※2, 3：「H27年国勢調査」より

市町村支援 栃木県 (栃木県森林クラウドシステム構築)

R02

- ▶ 森林経営管理制度において市町は森林所有者による管理が行われていない森林を抽出し、所有者への意向確認等を経て、林業事業者への再委託や自ら経営管理等を行う必要がある。
- ▶ 制度運用の基礎となる森林情報は県と市町がそれぞれ独自に構築したシステム等で保有しており、電子データや紙媒体により共有しているが、森林情報は膨大であり、共有には多くの時間と労力を要し、かつ、従前のシステムでは、市町は必要な時に県の持つ最新の情報にアクセスできなかった。
- ▶ 令和2年度においては、森林経営管理制度の円滑な運用のため、県・市町・林業事業者が保有する森林情報を一元管理するクラウドシステムを整備し、令和3年度においては、県・市町において本運用を開始するとともに、林業事業者の令和4年度からの利用開始に向けて、説明会や意向調査を実施する。

事業内容

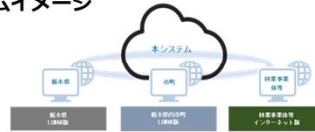
1 森林情報共有化推進事業

- ・ 県・市町・林業事業者で森林情報を共有するためのクラウドシステムの整備。

【事業費】41,557千円(うち譲与税20,778千円)

【実績】システム構築・試験運用開始(県及び16市町が参加)

システムイメージ



工夫・留意した点

- ・ コロナの影響で操作研修会が実施できなかったため、事業者と対応を検討し、操作研修DVDを配布。
- ・ とちぎ森林管理推進協議会において、市町に構築前のR1年度から栃木県森林クラウドシステムの概要説明を行い、保守管理費の市町負担額等調整を実施することにより、16市町の参加につなげることができた。

基礎データ

①令和2年度譲与額	96,084千円
②私有林人工林面積(※1)	123千ha
③林野率(※2)	53.3%
④人口(※3)	1,974,255人
⑤林業就業者数(※3)	1,000人

※1:「森林資源現況調査(林野庁、H29.3.31現在)」  
 ※2:「2015農林業センサス」より、※3:「H27年国勢調査」より

木材利用 栃木県(“とちぎのいい木”木造・木質化支援事業, 木造・木質化推進事業) R02

- ▶ 県では、令和元年度に譲与税と県の独自課税(とちぎの元気な森づくり県民税)について、用途の整理を行い、令和元年度まで県民税で実施していた木造・木質化にかかる事業を譲与税に移行した。
- ▶ 令和元年度は、県民税にてとちぎの元気な森づくり木造・木質化等事業を行ったが、令和2年度においては、以下の取組を実施。
  - ・ “とちぎのいい木”木造・木質化支援事業により民間施設4件、木造・木質化推進事業により県有施設2件に支援した。
  - ・ 中大規模建築物における県産木材の利用拡大に寄与した。また、新聞等にも掲載され、譲与税や県産木材活用のPRが図られた。
- ▶ 令和3年度においても、本制度を継続しながら、支援した施設を積極的にPRに活用して様々な用途のモデル施設を増やし、県産木材を活用した中大規模建築物の木造・木質化を普及推進していくこととしている。

事業内容

1 “とちぎのいい木”木造・木質化支援事業

- ・ 民間施設において、県産木材を活用した中大規模建築物の木造・木質化の促進と普及に要する経費。

【事業費】30,000千円(うち譲与税30,000千円)

【実績】4件 2010.31㎡

2 木造・木質化推進事業

- ・ 県有施設において、県産木材を活用した中大規模建築物の木造・木質化の推進に要する経費。

【事業費】24,137千円(うち譲与税24,137千円)

【実績】2件 935.00㎡



(事業1: 保育園園舎)



(事業1: クリニック)

事業スキーム



工夫・留意した点

- ・ より普及推進効果の見込める施設(集客施設等)を優先的に採択した。
- ・ 木造・木質化支援に並行して、普及啓発や木材利用への県民理解の促進に関するイベントの開催、中大規模木造建築物設計の担い手となる技術者を養成するための建築士等を対象とする講習会への支援等の事業も実施した。

基礎データ

①令和2年度譲与額	96,084千円
②私有林人工林面積(※1)	123千ha
③林野率(※2)	53.3%
④人口(※3)	1,974,255人
⑤林業就業者数(※3)	1,000人

※1:「森林資源現況調査(林野庁、H29.3.31現在)」より、  
 ※2:「2015農林業センサス」より、※3:「H27年国勢調査」より



(クラウド操作画面)



(研修: 操作説明DVD)



市町村支援 **栃木県 (市町職員向け研修会)**

R03

- ▶ 森林経営管理制度の運用・森林環境譲与税事業の実施に当たり、林業技術者が配置されていない市町が多く実施体制が不十分。
- ▶ 新任者向けの基礎的知識の取得を目指した研修に加え、制度3年目を迎えて意向調査の段階から集積計画の策定及び間伐等の施業へ進んだ市町が増加してきたことから、運用の実務や先行地域の視察を含んだ研修カリキュラムを策定した。
- ▶ 令和3年度においては、座学研修を2回実施し、参加者アンケートでは習熟度が約88%と知識の向上が図れた。

□ **事業内容**

○ **実践型活動支援事業**

【事業費】1,865千円(全額譲与税)

【実績】座学研修2回

	研修内容	講師	参加人数
第1回	・制度概要	林野庁森林利用課	38名
第2回	・所有者不明森林と財産管理制度の活用 ・森林管理に関する裁判例	弁護士	33名
第3回	・切捨間伐地(市町村森林経営管理事業)の現地視察	森林総合監理士市職員	-
第4回	・収入間伐地の現地視察	森林総合監理士市職員	-

※第3回・第4回は新型コロナウイルス感染症の再拡大により中止

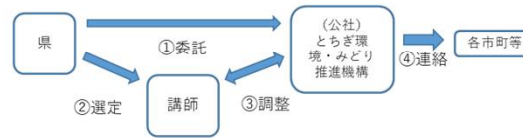


※第1回オンライン研修



※第2回対面による研修

□ **事業スキーム**



□ **工夫・留意した点**

制度開始3年目を迎え、制度運用の具体的な運用の実務や間伐等の施業を行う市町(先行地域)の視察を研修カリキュラムとして設定し、他市町への制度運用のイメージ作り及び波及効果を狙った。

◇ **基礎データ**

①令和3年度譲与額	96,290千円
②私有林人工林面積(※1)	111,666ha
③人口(※2)	1,933,146人
④林業就業者数(※3)	1,108人

※1: 「2020農林業センサスより」より、※2: 「R2年国勢調査」より、※3: 「H27年国勢調査」より

木材利用 **栃木県 (中大規模建築物の木造・木質化支援)**

R03

- ▶ 本県の民有人工針葉樹林の約7割が利用期に到来する中、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐためには皆伐再造林と併せて木材利用を推進していくことが重要である。
- ▶ 公共性が高い中大規模建築物については、多くの県民の利用が想定されるため普及啓発効果が高いことから、木造・木質化に係る掛かり増し経費を助成する。
- ▶ 令和3年度においては、外部有識者を含めた審査委員会の審査により4件の中大規模建築物が採択され、木造・木質化のモデルとなる施設の整備を支援した。

□ **事業内容**

○ **木造・木質化支援事業**

事業主体	民間事業者(県内に本店又は営業所を有する事業者)
補助対象施設	延床面積200㎡以上の中大規模建築物
対象経費	木材費、木造・木質化に要する施工費、設計・監理費
補助額等	[木造] 延床面積1㎡当たり30千円 [木質化] 木質化面積1㎡当たり20千円

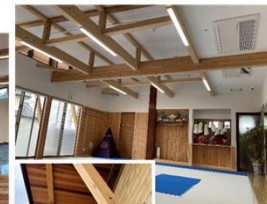
【事業費】400,21千円(全額譲与税)

【実績】令和3年度 4施設

- ・社会福祉施設1件、動物病院1件、認定こども園2件
- ・延床面積: 計 約2,700㎡



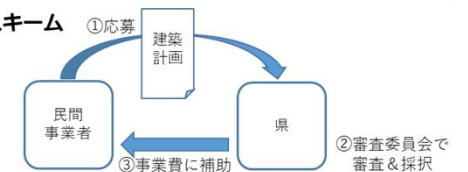
(認定こども園: 遊戯室)  
下弦材をダブルにして照明ボックスを兼用



(社会福祉法人: プレイルーム)

外観を特徴づける方杖

□ **事業スキーム**



□ **工夫・留意した点**

- ・不特定多数の方が利用する木造建築物への支援とし、施主だけでなく、施設利用者へ木材利用の意義等の理解促進を図った。
- ・「地球環境保全への貢献度」を数値化して明示することが可能な「とちぎ材環境貢献評価システム」を活用し、県産木材の利用が地域産業や環境保全に有効であることなど標識などにより明示し、事業完了後においても森づくりやとちぎ材の利用に関するPRに努めた。

◇ **基礎データ**

①令和3年度譲与額	96,290千円
②私有林人工林面積(※1)	111,666ha
③人口(※2)	1,933,146人
④林業就業者数(※3)	1,108人

※1: 「2020農林業センサスより」より、※2: 「R2年国勢調査」より、※3: 「H27年国勢調査」より

市町村支援 **栃木県 (市町職員向け研修会)**

R04

- ▶ 森林経営管理制度の運用・森林環境譲与税事業の実施に当たり、林業技術者が配置されていない市町が多く実施体制が不十分。
- ▶ このため、令和4年度においては、座学研修を2回・現場研修を2回実施し、市町職員の専門的知識習得の機会を創出。

事業内容

実践型活動支援事業 (市町職員向け研修会)

- ・県から(公社)とちぎ環境・みどり推進機構(以下、機構)への委託事業として実施。
- ・講師を県で選定し、その後の各種調整・研修開催を機構が行う。

【事業費】2,035千円(全額譲与税)

【実績】開催回数: 4回(座学2回・現場2回)  
参加者数: 延べ117名(24市町)

取組の背景

- ・林業技術者が配置されていない市町が大半であり、専門的知識を有する職員等の不足が課題となっている。
- ・開始初年度から、積極的に市町支援を実施してきたことから、県内半数以上の市町が集積計画・市町村森林整備事業へと進んでいる
- ・経営管理制度・譲与税事業の実施にあたり、地域林政アドバイザーの雇用を希望する市町が増えている



座学研修

現場研修

とちぎ森林管理  
推進協議会

工夫・留意した点

- ・新任者向けの基礎的知識の取得を目指した研修に加え、制度4年目を迎えて意向調査の段階から集積計画の策定及び間伐等の施業へ進んだ市町が増加していることから、運用の実務や先行地域の視察を研修カリキュラムとして設定し、他市町への制度運用のイメージ作り及び波及効果を狙った。
- ・地域林政アドバイザーの雇用を求める市町の要望を受け、第1回研修も含んだ地域林政アドバイザー研修のカリキュラムを作成。市町職員に加え、アドバイザー候補者も参画いただいた研修を追加実施。

取組の効果

- ・森林経営管理制度について、令和3年度から令和4年度にかけて、集積計画へと進んだ市町が、14市町から16市町へ増加。さらに、市町村森林経営管理事業へと進んだ市町が11市町から14市町へ増加。面積ベースでは、112haから204haとほぼ倍増となっている。
- ・研修等を通じて、地域林政アドバイザーを21名・3法人増員し、増員情報を市町に共有。うち2名が、県内市町村でアドバイザーとして雇用された。

基礎データ

①令和4年度譲与額: 97,296千円	②私有林人工林面積(※1): 111,666ha
③人口(※2): 1,933,146人	④林業就業者数(※2): 1,117人

※1: 「2020農林業センサス」より、※2: 「R2年国勢調査」より

木材利用・普及啓発

栃木県 (中大規模建築物の木造・木質化支援)

R04

- ▶ 本県の民有人工針葉樹林の約7割が利用期に到来する中、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐためには、皆伐再造林と併せて木材利用を推進していくことが重要であり、民間施設における木造・木質化が進んでいないことが課題
- ▶ 多くの県民の利用が想定されるためモデル的な民間施設の木造・木質化を支援することで、その他の建築物における木材利用への波及効果や、県民の木材利用への理解促進を図る。

事業内容

とちぎのいい木”木造・木質化支援事業

- ・外部有識者を含めた審査委員会の審査により、木造・木質化のモデルとなる施設を選定し、整備を支援。

事業主体	民間事業者(県内に本店又は営業所を有する事業者)
補助対象施設	延床面積200㎡以上の中大規模建築物
対象経費	木材費、木造・木質化に要する施工費、設計・監理費
補助額等	【木造】延床面積1㎡当たり30千円 上限10,000千円/施設
	【木質化】木質化面積1㎡当たり20千円

【事業費】15,021千円(全額譲与税)

【実績】採択件数: 5件(うち2件繰越、1件取り下げ)

取組の背景

- ・建築基準法の改正や構造・耐火火・プレカットなどの技術革新により木造建築の可能性が広がる。
- ・住宅着工件数の減少など今後の木材需要を見据え、県産木材の利用が進んでいない民間施設への需要創出を図る。



さつきホームクリニック内装

矢板にぎわい館3号館

矢板にぎわい館4号館

工夫・留意した点

- ・不特定多数の方が利用する木造建築物への支援とし、施主だけでなく、施設利用者へ木材利用の意義等の理解促進を図った。
- ・「とちぎ材環境貢献評価システム」を活用し、県産木材の利用が地域産業や環境保全に有効であることをパネルなどにより明示し、施設利用者へ森づくりやとちぎ材の利用に関するPRに努めた。

取組の効果

- ・木造・木質化のモデルとなる施設の整備を支援し、非木造から木造への転換や付加価値の高い内外装への用途拡大が促進され、民間の中大規模建築物における県産木材の利用拡大に寄与した。
- ・森林環境譲与税をPRするとともに、県産木材の利用が、地域産業や環境保全に有効であることなどを県民等に分かりやすく伝えることで、県民への理解の促進が図られた。



基礎データ

①令和4年度譲与額: 97,296千円	②私有林人工林面積(※1): 111,666ha
③人口(※2): 1,933,146人	④林業就業者数(※2): 1,117人

※1: 「2020農林業センサス」より、※2: 「R2年国勢調査」より

## 森林環境譲与税活用の効果

森林環境譲与税が導入されたことにより、林業経営されなくなり、整備されなくなっていた森林を整備することができるようになり、公益的機能の持続的な発揮に貢献しています。

～税活用により適切に整備が進む森林のイメージ～



## とちぎの元気な森づくり県民税とのすみ分け

栃木県では、国の「森林環境譲与税（以下譲与税）」に先立ち、平成19(2007)年度より、とちぎの元気な森づくり県民税（以下県民税）」を導入・活用させていただいております。「県民税」は、「譲与税」と用途をすみ分けており、目的が重複しないよう整理しております。

「県民税」は、主に林業経営に適した森林を対象とし、皆伐後の植え付け、獣害対策など、森林資源の循環利用及び若返りの促進などに活用し、「譲与税」は、主に林業経営に適さない森林を対象として、市町村による公的な間伐などの森林整備のほか、木材利用の促進、普及啓発、人材の育成・確保など森林整備の促進策に活用することとし、用途が重複しないよう整理した上で、両税の活用により森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう活用させていただいております。

### 「とちぎの元気な森づくり県民税事業」と「森林環境譲与税事業」による森林整備の取組（すみ分けイメージ）

#### とちぎの元気な森づくり県民税

林業経営に適した森林が対象

(主な事業)

- ・ 伐採後の植林
- ・ 獣害対策
- ・ 森林の地籍調査



森林資源の循環利用の促進と若返り

#### 国の森林環境譲与税

林業経営に適さない森林が対象

(主な事業)

- ・ 間伐等の森林整備
- ・ 木材利用
- ・ 人材育成



管理放棄された森林の適正管理

## 森林環境譲与税とは ～森林を活かす仕組み～

森林は、洪水の緩和、水の浄化、災害の防止をはじめ、地球温暖化防止や生活環境・生物多様性の保全といった様々な機能を発揮して、私たちの暮らしを支えています。

この豊かな森林が持つ多くの機能を活かすには、森林をしっかりと整備していくことが大切ですが、林業の採算性の低下や、木材需要の不安定さ、担い手の不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。

このような中、国では、令和元年度に市町村による森林整備等の新たな財源として、「森林環境譲与税」の譲与をスタートし、令和6年度からは森林環境譲与税の財源となる「森林環境税」の課税が始まります。

### 森林の持つ「公益的機能」



## 森林環境譲与税活用の効果

森林環境譲与税が導入されたことにより、林業経営されなくなり、整備されなくなっていた森林を整備することができるようになり、公益的機能の持続的な発揮に貢献しています。

～税活用により適切に整備が進む森林のイメージ～

